

令和6～10年度 秋田労働局
業務用自動車賃貸借契約（5）
仕様書

令和6年11月
秋田労働局

- 1 件名
令和6～10年度 秋田労働局業務用自動車賃貸借契約（5）
- 2 業務概要
秋田労働局（労働基準監督署及び公共職業安定所等を含む。以下同じ。）（以下「労働局」という。）において、業務を実施するために必要となる自動車の賃貸借を行う。
- 3 賃貸借期間
賃貸借期間は、令和7年3月3日（予定）から令和11年3月30日までの49月とする。
- 4 契約方法
一般競争入札（総合評価落札方式）
（入札説明書別紙－9「自動車の性能に関する審査要領」に基づき得点を算出する）
- 5 調達内容
 - (1) 自動車の仕様
別紙1に掲げる基準を満たす新車であること。
 - (2) 賃貸借台数
1台
乗用車4WD（5人乗り） スタッドレスタイヤあり
 - (3) 納車場所
秋田公共職業安定所男鹿出張所（秋田県男鹿市船川港船川字新浜町1－3）
 - (4) 自動車保険の加入
（2）の1台については、ア～ウを満たす保険に加入すること。
 - ア 保険の種類
自動車保険（フリート契約）
 - イ 補償内容
 - （ア）対人賠償保険（1名につき） 無制限（免責なし）
 - （イ）対物賠償保険（1件につき） 無制限（免責5万円）
 - （ウ）車両保険（一般型） リース車両を補償できる額（免責10万円）
 - ウ 特約その他
 - （ア）対人・対物とも、示談交渉サービス付きであり、約款等に明記されていること。
 - （イ）運搬・搬送費用（ロードアシストサービス）付きであること。
 - （ウ）弁護士費用特約（自動車事故限定）付きであること。
 - （エ）年齢制限なし、搭乗者保険なし、運転者を職員（公務中のみ）に限定す

る。

(オ) 無保険車傷害保険、対人臨時費用については、不担保とする。

(カ) 仕様書記載以外の自動付帯特約を不担保とすることは不可である。

(キ) 保険を使用しない場合における示談交渉等の専門情報の提供及び助言並びに事故受付対応を行うこと。

(ク) 加害事故のほか、自損及び被害事故についても受託者と協議し決定した様式により速やかに事故報告書を作成し、秋田労働局に提出すること。

(5) 自動車の走行距離状況

各納車場所における自動車の年間走行距離は別紙1の表1のとおりである。

6 業務内容

(1) 納車計画等

契約締結後、速やかに事業所・整備工場等一覧表（別紙3）を作成し、労働局に納入される車両の安全な運行を確保するために必要な体制（整備工場等）を構築すること。

なお、事業所は、労働局との連絡調整を行う担当者の所属する支社等を想定しているが、労働局との連絡調整を行うことができるのであれば、支社ではなく本社や、整備工場が労働局との連絡調整を担うことも必要な体制が構築されていると判断する。

(2) 納車の対応

賃貸借契約の開始日までに車両登録の手続きを行うとともに、賃貸借契約の開始日から7日以内（3月3日契約の場合は3月10日）に、労働局職員と納車日等について調整を行い、指定の場所に納車すること。なお、令和7年3月10日までに納車が間に合わない場合は、協議により期日を遅らせることを可能とするが、令和7年3月21日までは納車するものとする。

また、納車時に引渡書（受託者所定の様式で可。）を労働局職員へ提出し、車両の点検を受けること。

リース期間満了後においては、配備先へ引取りを行うこと。

(3) 継続検査及び定期点検時の対応

労働局職員へ継続検査、法定12か月点検及び6か月安全点検の実施に係る連絡を行い、車両の安全な運行を確保するため、受託者の負担において、適時適切に必要な点検等を行うとともに、必要に応じて、以下の消耗品の交換等を実施すること。

ア 一般消耗品部品交換（ワイパーゴム、プラグ等、パンク修理含む）

イ エンジンオイル交換（年2回、6か月安全点検ごと）

ウ オイルエレメント交換（年1回）

エ エアフィルター交換（年1回）

オ バッテリー交換・補充（必要回数）

カ タイヤ交換（消耗した場合、必要本数）

なお、継続検査及び定期点検時等以外の場合においても、労働局職員から通常使用による消耗部品の交換等の依頼があったときは、車両の安全な運行を確保するため、受託者の負担において、速やかに必要な対応を行うこと。

また、検査終了後に検査証(受託者所定の様式で可。)を労働局職員へ提出し、車両の点検を受けること。

(4) 車両故障・不具合発生時の対応

労働局職員から、同職員等の責任によらない車両の故障や不具合に係る連絡があった場合には、車両の安全な運行を確保するため、受託者の負担において、速やかに必要な対応を行うこと。

(5) シーズンタイヤの交換等に係る対応

労働局職員からタイヤ・冬用ワイパーの交換(シーズンごとのタイヤの履き替え又はワイパーの付け替え)依頼があった場合には、車両の安全な運行を確保するため、受託者の負担において、速やかに必要な対応を行うとともに、バッテリーのチェックや関連部分の点検も併せて実施すること。

(6) 点検修理時の代車に係る対応

上記(3)から(5)までの対応を完了するために48時間以上の時間を要することが見込まれる場合には、受託者の負担において、あらかじめ賃貸借車両と同等程度の車両を代車として用意すること。

(7) 事故の処理に係る対応

事故が発生した場合には、以下のとおり対応すること。

ア 事故の受付及び対応

(ア) 事故発生時において、事故処理専門要員による事故受付を行い、事故対応の指示等を行うこと

(イ) 事故の内容によっては必要に応じて現場確認を行うこと

イ 事故処理及び報告

事故処理状況については、労働局へ随時報告を行い、労働局が求めた場合は、事故内容及び進捗状況について迅速に回答できるようにすること。

ウ 示談書等の作成

事故の相手方との示談については、あらかじめ労働局総務部総務課と調整の上、交渉を進めるものとし、示談書・免責証書を作成する場合には、その内容を報告し了解を得ること。

また、示談書の様式は必ず当事者の双方が記名押印できるものとする。

エ 損害資料及び示談書の提出

労働局が求めるときは、下記資料、書類等を提出すること。

(ア) 損害調査報告書(損害査定額その他、相手方の損害明細、損害状況が確認できる写真等の提出含む)

(イ) 関係書類(車検証、交通事故証明書、治療証明書、修理見積書、請求書、委任状、車両保有の申立書等)

(ウ) 過失割合に関する意見書(根拠となる判例等の提示を含む)

(エ) 損害賠償金精算明細書及び損害賠償内容説明書（根拠となる判例等の提示を含む）

(オ) 加害事故に係る相手との交渉経過

オ その他

(ア) 本仕様書に定めるもの以外の担保、補償及びサービスの範囲を縮小する等の特約を付帯することはできない。

(イ) 本仕様書に定めのない事項は、自動車総合保険普通保険約款に準じる各保険会社約款（※）によるものとする。

※ 対人・対物の示談交渉サービス付きの条件を満たす内容であれば約款名称は問わない。

(8) その他

車両の運用等を行うに当たっては、労働局の業務等に支障が生じないように、労働局職員と十分に調整すること。

7 その他

(1) 自動車の維持に係る費用（別紙2）については、受託者の負担とすること。

(2) 納車された車両については、他の労働基準監督署及び公共職業安定所等に配備換えを行う可能性があるが、受託者は、配備換え後においても、本仕様書に基づき必要な対応を行うこと。

(3) 部品の供給、アフターサービス等を迅速に行うことができる拠点がある必要があること。

(4) 入札参加申込書提出時点において、製造中止または販売中止等の理由により納車されない恐れがある車種は除外すること。

(5) 再委託については別紙4のとおりとする。

(6) 業務遂行上知り得た労働局に関する情報については、漏洩しないこと。

(7) 本仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに労働局と協議の上、その指示に従うこと。

8 問題発生時の連絡体制

情報漏えい及び作業計画の大幅な遅延等の問題が生じた場合は、以下の連絡先にその問題の内容について報告すること。

秋田労働局 総務部総務課会計第一係 電話番号018-862-6681

9 その他

細部について協議すべき事項が生じた場合は、その都度労働局と協議するものとする。

令和6～10年度秋田労働局業務用自動車賃貸借契約（5）仕様

年 式	新車	
走 行 距 離	下記表 1 に示したとおり	
駆 動 方 式	4WD	
スタッドレスタイヤの有無	有	
台 数	1台	
総 排 気 量	950cc～1,500cc	
車 両 重 量	1,500kg以内	
全 長	4,700mm以内	
全 幅	1,700mm以内	
全 高	2,000mm以内	
荷 室	分割可倒式リアシート	
乗 車 定 員	5名以上	
トランスミッション	4速オートマチック以上、CVT(無段変速オートマチック)又は電気式無段変速機 (AT限定免許でも運転が可能であること)	
主 要 燃 費 対 策	ハイブリッド自動車であること	
使 用 燃 料	無鉛レギュラーガソリン	
車 体 の 色	シルバー、グレー、白のいずれかを基調としたもの	
環境性能	排ガス性能	下記表 2 に適合すること
	燃費性能	2030年度燃費基準70%達成車
装 備	エアバックシステム	運転席及び助手席
	アンチロックブレーキ	装備
	ETC車載器	セットアップ作業の実施を含む
	空調	オート又はマニュアルエアコン
	カーナビゲーション	ビルトインタイプ、ディスプレイ7型、セットアップ作業の実施を含む（テレビ視聴機能のないものとする） 納品から3年間に1回は地図データを無償更新することとし、受託者において更新作業及び更新SDカードを用意すること
	AM/FMラジオ	カーナビゲーション装備でも可
	バックモニター	カーナビゲーション装備でも可
	ドライブレコーダー	ワンボディ型、解像度1,920×1,080以上、フレームレート27fps以上、記録媒体microSDカードとし32GB以上のものを1枚装備すること 走行中は常時録画し、Gセンサー搭載、記録時間は180分以上とすること
	パワーウィンドウ	全てのドア
	パワードアロック	装備
	電動格納式リモコンドアミラー	装備
	キーレスエントリー	スマートキーでなくても可
	フロアマット	前席、後席分
	バイザー	前席、後席分
	付属品等	スペアタイヤ又はタイヤ応急修理セット、停止表示盤、標準工具
冬 期	寒冷地仕様	有
	スタッドレスタイヤ装着	夏タイヤの他にホイール装着済のスタッドレスタイヤを4本用意すること。シーズン毎の交換については受託者で行うこと。
	冬用ワイパー	フロント、リアを用意すること。シーズン毎の交換及び摩耗時の交換については受託者で行うこと。
安 全 装 備	安全運転サポート車又は被害軽減ブレーキ搭載車であること	

【備考】

- ・上記に記載されていない装備や機能等が標準装備されている車種でも、納車は可能であること。
- ・納車する際は夏タイヤ及び夏用ワイパーを装着した状態とし、スタッドレスタイヤ及び冬用ワイパーを別に納品すること。

表1 走行距離一覧

官署名	納車住所	年間見込走行
		距離 (年・km)
秋田公共職業安定所男鹿出張所	秋田県男鹿市船川港船川字新浜町1-3	3,731km

表2 ガソリン自動車又はL Pガス自動車に係る排出ガス基準 (乗用車)

区分	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物
J C O 8モード	1.15g/km以下	0.013g/km以下	0.013g/km以下
W L T Cモード	1.15g/km以下	0.05g/km以下	0.025g/km以下

○ リース代金に含める項目

項 目		備 考
車両費用	車両代金	
	登録諸費用	車庫証明、納車費用含む
	環境性能割	
	自動車税	契約期間中対応
	自動車重量税	契約期間中対応
自動車損害賠償責任保険料		契約期間中対応
任意保険料	対人賠償保険	無制限（免責なし）
	対物賠償保険	無制限（免責5万円）
	人身傷害保険	不担保
	無保険車傷害保険	不担保
	車両保険	リース車両を補償できる額（一般型）（免責額10万円）
	特約その他	① 対人・対物とも、示談交渉サービス付きであり、約款等に明記されていること。
		② 運搬・搬送費用（ロードアシストサービス）付きであること。
③ 弁護士費用特約（自動車事故限定）付きであること。		
④ リースカー車両費用特約付きであること。		
⑤ リースカー車両費用に関する修理費優先払い特約付きであること。		
⑥ 年齢制限なし、搭乗者保険なし、運転者を職員（公務中のみ）に限定すること。		
メンテナンスサービス	継続車検整備	原則として納車・引き取り含む
	12か月点検	原則として納車・引き取り含む
	6か月点検	原則として納車・引き取り含む
	事故修理	原則として納車・引き取り含む
	一般修理・故障修理	原則として納車・引き取り含む
	一般消耗品部品交換	パンク修理含む
	エンジンオイル交換	必要回数
	オイルエレメント交換	必要回数
	エアフィルター交換	必要回数
	バッテリー交換・補充	必要回数
	タイヤの更新	消耗した場合、必要本数（夏・冬）
	点検修理時の代車	2日以上法定整備及び故障整備の際に対応

	官署名	納車住所	事業所				整備工場			
			名称	担当者	所在地	電話番号	名称	担当者	所在地	電話番号
1	秋田公共職業安定所 男鹿出張所	秋田県男鹿市船川港船川字新浜町1-3	〇〇支店	〇〇	〇〇県〇〇市〇〇〇-〇-〇	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	〇〇会社	〇〇	〇〇県〇〇市〇〇〇-〇-〇	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

再委託についての要件

1 再委託について

- (1) 落札者は、委託業務の全部を第三者（受注者の子会社（会社法第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。以下同じ。）に再委託することはできない。
- (2) 落札者は、再委託する場合には、契約書に定める様式により発注者に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が50万円未満の場合は、この限りでない。
- (3) 落札者は、委託業務の一部を再委託するときは、再委託した業者に伴う当該第三者（以下「再委託者」という。）の行為について、発注者に対しすべての責任を負うものとする。
- (4) 落札者は委託業務の一部を再委託するときは、再委託者に対し年度途中の最低賃金引上げにも対応して賃金を支払うことをあらかじめ徹底すること。
- (5) 落札者は、委託業務の一部を再委託するときは、落札者がこの契約を遵守するために必要な事項について、契約書の内容を準用して、再委託者と約定しなければならない。

2 再委託先の変更

- (1) 落札者は、再委託先を変更する場合、当該再委託が上記1の(2)のただし書に該当する場合を除き、契約書に定める様式の再委託に係る変更承認申請書を発注者に提出し、その承認を受けなければならない。
- (2) 落札者は、再委託者又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令に違反したことにより送検された場合において、発注者が再委託先の変更を求めた場合にはこれに応じなければならない。

3 履行体制

- (1) 落札者は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した履行体制図を発注者に提出しなければならない。
- (2) 落札者は、履行体制図に変更があるときは、速やかに契約書に定める様式により履行体制図変更届出書を発注者に届け出なければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合については、届出を要しない。
 - ① 受託業務の実施に参加する事業者（以下「事業参加者」という。）の名称のみの変更の場合。
 - ② 事業参加者の住所の変更のみの場合。
 - ③ 契約金額の変更のみの場合。
- (3) 上記3の(2)の場合において、発注者は契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、落札者に対して変更の理由等の説明を求めることができる。